

# 『鮑叔牙與隰朋之諫』譯注

谷中 信一

## (1) 底本：

陳佩芬『鮑叔牙與隰朋之諫』釋文考釋

(馬承源主編『上海博物館藏 戰國楚竹書 (五)』(上海古籍出版社 2005.12) 所収)

## (2) 參考文獻：『競建內之』譯注と共通

## (3) 概要

### (1) 簡の形態<sup>\*1</sup>

- ①：43 cm。完簡。51 字。
  - ②：43.1 cm。完簡。49 字。
  - ③：43.2 cm。完簡。41 字。
  - ④：40.4cm。上端部 1 字分殘欠あるも判讀は可能。33 字。
  - ⑤：43.2 cm。完簡。38 字。
  - ⑥：43.2 cm。完簡。41 字。
  - ⑦：43.2 cm。完簡。43 字。
  - ⑧：43.2 cm。完簡。36 字。篇尾であることを示すマーク（墨鈎）あり。
  - ⑨：40.9 cm。上端部やや殘。8 字（題名簡）。題名の後にマーク（墨鈎）あり。
- 以上文字數合計 340 字。

### (2) 編聯

原釋は、本篇を獨立した篇として扱うのに對して、陳劍 07 他は『競建內之』と續く一連の文章であるとする。

また原編聯に對して

#### (a) 季旭昇 02；

欠簡…⑨…④→⑤→⑥→⑦…③…①→②…⑧

(…で結ばれる簡の間には欠簡が予想され接續しているとは限らないと見る。)

#### (b) 陳劍 07；

④→⑤→⑥→⑦→③→①→②→⑧→⑨

(季旭昇 02 に基本的に従うが、欠簡はないとする。)

の 2 説が提出されている。

たしかに、以下に詳しく見るように、④⑤⑥⑦は間違いなく一連の文章をなしており、①②も同様であり、かつ⑧は、本説話が本簡で終わることを示すマークがあるので最終簡と見なしうる。こうして③が残るわけであるが、②の後、⑧の前ではあり得ないので、

⑦と①の間であろうと推定される。

以上により、本稿では、(b)の編聯に従い釋讀を試みることにした。

本テキスト④が『競建内之』⑩と直接接續していることが可能かどうかについて、季旭昇 02 は欠簡があるとしているが、以下の口語譯からも明らかなように、直接接續していると思なして差し支えない。

### (3) 構成

『競建内之』に引き續き、鮑叔牙・隰朋と桓公の對話構成を取っている。

### (4) 主題

正しい政治を行わないことが原因でもたらされるさまざまな災禍を回避するために、宗教祭祀と政治改革の重要性が説かれる。

### (5) 背景にある思想

『競建内之』同様に、天人相關思想が窺える。

### (6) 話の流れ

鮑叔牙が桓公の無軌道ぶりを諫める。易牙と豎刁二人の寵臣がいかに齊国を混亂させたを論ず。鮑叔牙らの諫言に目を覚ました桓公は、祭祀を自らの手で執り行うと同時に、内政を充実させていく。その結果、同年晉の軍隊に攻め込まれた齊であったが、晉国内亂が起きたこともあり、結果として災禍が下らなかった。

#### (4) 原文

④之。<sup>\*2</sup> 不呂邦□<sup>\*3</sup> 為事。縱公之所欲。  民輔樂<sup>\*4</sup>、□□休怵<sup>\*5</sup>、皮敝齊邦<sup>\*6</sup>、日城于縱<sup>\*7</sup>、弗□前□<sup>\*8</sup>。百<sup>\*9</sup>  
⑤皆皆□憊<sup>\*10</sup>、□狀廼□<sup>\*11</sup>、公弗詰□<sup>\*12</sup>。臣雖欲□<sup>\*13</sup>、或不尋<sup>\*14</sup>見。公沽<sup>\*15</sup>弗□<sup>\*16</sup>。人之生品<sup>\*17</sup>、飢色息<sup>\*18</sup>。含□迅佻夫<sup>\*19</sup> 而欲  
⑥智□輒之邦<sup>\*20</sup>、而貴尹<sup>\*21</sup>。亓爲□<sup>\*22</sup> 也深矣。憊胥<sup>\*23</sup> 人之與偕<sup>\*24</sup>、而飢人<sup>\*25</sup>、亓爲不□<sup>\*26</sup> 厚矣。公弗愾<sup>\*27</sup>、必□<sup>\*28</sup> 公身。」公曰、「狀憊奚

⑦女<sup>\*29</sup>。」□詘胥倉曰、「齊邦至亞<sup>\*30</sup> 死、而□□亓型<sup>\*31</sup>。至欲飢、而上厚亓□<sup>\*32</sup>。至亞何<sup>\*33</sup>、而上不皆□<sup>\*34</sup>。」公乃身命祭。又□<sup>\*35</sup> 祭備<sup>\*36</sup> 毋□<sup>\*37</sup>。

③器必□□<sup>\*38</sup>、毋内賤器<sup>\*39</sup>、□生珪璧必全<sup>\*40</sup>。女□伽之呂敬<sup>\*41</sup>。乃

命又□箸□浮<sup>\*42</sup>、老□不刳<sup>\*43</sup>、畝<sup>\*44</sup> □<sup>\*45</sup> □<sup>\*46</sup>、田□長、百糧<sup>\*47</sup> 簠<sup>\*48</sup>、命

①九月□□<sup>\*49</sup>。十月而徒□城。一之日而車□城<sup>\*50</sup>。乃命百又□<sup>\*51</sup>曰、「又□是<sup>\*52</sup> □亓容呂□<sup>\*53</sup>。返亓□也<sup>\*54</sup>、皆爲亓容。□人之所呂弋之<sup>\*55</sup>、□亓容、聖亓

②言<sup>\*56</sup>。□亓所呂□<sup>\*57</sup>、爲亓容、爲亓言。周人之所呂弋之、□亓容、聖言<sup>\*58</sup>、迥迥<sup>\*59</sup>者□<sup>\*60</sup>。□亓所呂衰□、忘亓迥迥也。二品子<sup>\*61</sup> □<sup>\*62</sup>之。寡人<sup>\*63</sup> 迥迥。

⑧是□<sup>\*64</sup>也、晉人□<sup>\*65</sup>齊、既至齊□。晉邦有□<sup>\*66</sup>、師<sup>\*67</sup>乃違<sup>\*68</sup>。雩墉□至□<sup>\*69</sup> □<sup>\*70</sup>。日<sup>\*71</sup> □<sup>\*72</sup>亦<sup>\*73</sup>不爲□<sup>\*74</sup>、公□<sup>\*75</sup>亦不爲□<sup>\*76</sup>。

⑨□舌舌與級□之諫<sup>\*77</sup>

#### (5) 釋文 (通用字に翻字)

④之。不以邦家爲事。縱公之所欲。□民獵樂、篤歡附貪、疲弊齊邦、日盛于縱、弗顧前後。百／⑤姓皆怨悁、然將亡、公弗詰□。臣雖欲諫、或不得見。公固弗察。人之性三、食色疾。今豎刁匹夫而欲／⑥知萬乘之邦而遺君。其爲災也深矣。易牙刁之與者而食人、其爲不仁厚矣。公弗圖、必害公身。」公曰、「然則奚／⑦如。」鮑叔牙答曰、「齊邦至惡死、而尚穆其刑。至欲食、而上厚其斂。至惡苛、而上不時使。」公乃身命祭。有司祭服毋黼。／③器必蠲潔、毋內賤器、犧牲圭璧必全。如□加之敬。乃命有司箸作浮、老弱不刳。畝纏短、田纏長、百糧鍾。命／①九月除路。十月而徒梁成。一之日而車梁成。乃命百有司曰、「有夏氏觀其容以使。及其亡也、皆爲其容。殷人之所以代之、觀其容、聽其／②言、凡其所以亡、爲其容、爲其言。周人之所以代之、觀其容、聽言、迥迥者使。凡其所以衰亡、忘其迥迥也。二三子勉之。寡人將迥迥。／⑧是歲也、晉人伐齊、既至齊地。晉邦有亂、師乃歸。雩墉地至□復。日作亦入不爲災、公□亦不爲害。／⑨鮑叔牙與隰朋之諫

#### (6) 訓讀文

之。邦家を以て事と為さず。公の欲する所を縱<sup>ほしい</sup>ままにすれば、民を□して樂しみを獵<sup>あさ</sup>り、歡びを篤<sup>もつぱ</sup>らにし食れるに付き、齊邦を疲弊せしめ、日に縱<sup>ほしいままなる</sup>を盛んにし、前後を顧みず。百姓皆怨悁<sup>えんえん</sup>し、奄<sup>えん</sup>然として將に亡びんとするも、公□詰せず。臣諫めんと欲すと雖も、見ゆるを得ざること或り。公沽より察せず。人之性は三、食・色・息なり。



酷な仕打ちを嫌っているのに、時宜を顧みることなく使役しているのです〔＝過酷な労役制度〕。』と言った。

桓公はそこで自分自身で祭祀を行うこととして臣下らに命じた。その際、有司の着る祭服は飾り模様のないものとし、祭祀の道具は必ず皆清潔にするようにさせ、匱の祭具は（祭祀の場所に）入れさせないこととし、生贄と飾り玉の支度は必ず万全にさせ、□のようにいっそうの敬意を表した<sup>\*81</sup>。そして有司に命じて刑罰を記録させて、老人と弱者には刑罰の対象から外し、畝の長さは短かく取り、田地の長さは長く取り、（一戸当たりの税を）百量の鍾に決めた。（そうして）九月には道路の清掃を命じ、十月は徒歩で渡る橋を完成させ、十一月には車馬で渡る橋を完成させた。

（桓公は）そこで百の有司らに命じて<sup>\*82</sup>、「有夏氏はその様子を観察してその上で使役した。（それなのに）滅亡してしまったのは、すべてその外見によったからである。殷人が夏人にとって代わった理由は、彼らの外見を観察し、（そのうえに）彼らの発言によく耳を傾けていたからである。およそ国が滅亡する理由は、その外見により、言動による。周人が殷にとって代わった理由は、やはり殷の様子をよく観察し、言動にもよく耳を傾け、洵侑<sup>\*83</sup>な者を使ったからである。およそ国が衰亡する理由は、その洵侑であるべきことを忘れてしまうことにある。おまえたちもこのことをよく努力せよ。寡人はこれからは洵侑なる人物になろうと思う。」と言った。

ちょうどこの年、晋が齊を伐ち、齊の国内に攻め込んでいた。ところが晋の国内で反亂が起こったために、晋の軍隊は引き返していった。雩墉地至□復<sup>\*84</sup>。（こうして）日食も災いとはならなかったし<sup>\*85</sup>、公□もまた害をもたらさずに済んだのである。<sup>\*86</sup>

鮑叔牙と隰朋の諫言

（本稿は、2007年3月10日に東京大學で開催された第27回上海博楚簡研究會における報告を骨子としている。）

---

\*1 簡毎に33字～51字と、文字数にばらつきが大きいのはなぜか、とりわけ①②の字数が突出して多いのはなぜか、さらに本テキストが『競建内之』と同一文献であるならば、これに比べて簡毎の文字数が総じて多くなっているのはなぜか等の疑問が浮かぶ。第3の疑問については、単に書寫者が異なることがその理由であろうとしておく

\*2 之：原釋は、③からの續きとする。

季旭昇 02 は「競建内之」第⑩簡と本テキスト第④簡との間を繋ぐ簡は失われたとするが、陳偉 07 が、『競建内之』第⑩簡から本テキスト第④簡は、「隰朋と鮑叔牙と皆拜して、起ちて言いて曰く、『公身みずから亡道じゅちようを爲す。孟華子えきがを擁して、以て郟の市に馳せ、驅逐くちくでんよく敗まじして、期度無し。或いは豎おさ刁みだと易牙とを以て相と爲す。二人や朋黨し、羣獸のごとく朋を要め、與を取り公を厭へ、殺して之を迷はす。』というように一連の文章として讀めるとするのに従う。

\*3 □：原釋が「家」に讀むのに従う。

\*4  民𠄎樂：「」字を未詳とし、「□民獵樂」に読み、「民を□して樂しみを  する」の意に解しておく。

原釋は「」を「庚」に隸定し、『釋名』釋地の「庚、猶更也。庚、堅強貌」により、堅強の意に釋す。

陳劍 07 は、該字を待考とする。

袁金平 21 は、該字は包山楚簡 150 号簡に同字にくさかんむりが  ついた字形（）で見えており、上博簡（四）『采風曲目』3号簡の「」字と同字で  あると隸定したうえで、「弁」に釋し、「鞭」の意に解する。しかし、兩字を比較すると別字であることが明らかで従えない。

季旭昇 30 は、この袁金平 21 が該字を「弁」に解することに同意し、「鞭民虐樂」に讀むが、なお傍證が必要としている。

蘇建洲 33 は、袁金平 21 に従えないとしたうえで、該字はこれに續く「民」字と熟語をなしている見て、「創民」・「殘民」・「没民」のいずれかに解すべきと言ひ、後に同 37 で補足して、「没民」の可能性を排除する。

李主奎 52 は、やはり該字を「民」字との熟語と見て、「民」・「殘民」・「妨民」の類の意味であろうとするものの、待考とする。

「𠄎」字について、原釋は「佛」の仮借字として、『説文』心部に「佛、鬱也」とあるのによって釋す。

さらに袁金平 21 は、陳劍 07 が「𠄎」字を「」字に隸定し、「獵」字に解するのに従ひ、『爾雅』に「獵、虐也」とあるのによって、この4字を「弁（＝鞭）民獵樂」、すなわち豎刁や易牙が鞭で民を威し、暴虐な振る舞いを楽しんだことの意と解する。

林志鵬 80 は、「」を、その上半分が楚文字の「事」の書き方と一致していることから、「刃」に従ひ「事」に従う省聲で、「𠄎」字に隸定することができるのではないかとしたうえで、「事」と「土」は通じるから、「土民獵樂」と讀むべきであろうと言う。

以上の如く諸説紛々であり、決し得ない。

\*5 □□𠄎𠄎：「篤歡附貪（快樂を専らにして貪欲な者と親しくする）」に讀む。

原釋は、「□」字を「敦」に解し、『説文』に「敦、怒也、詆也、一曰、誰何也…」とあることを指摘し、「□」字を「堪」に讀み、『文選』「甘泉賦」李善注所引許慎説に「堪、天道也、輿、地道也」とあるのを引いて、「天道」の意に解し、「𠄎」字を「倍」に讀み、「背く」の意であるとし、「𠄎」字を「願」と同字で「願」の意に解したうえで、この4字を「敦堪倍願」と讀み「違背天道的意願」（天道の願ひに背く）の意であるという。

陳劍 07 は、「篤□𠄎𠄎」に讀み、原釋が「□」に隸定した字については待考とする。

季旭昇 30 は、「□」字を陳劍 07 が「篤」に讀むことに同意し、かつ「□」字を原釋が「堪」に讀むのは誤りであるとしたうえで「權」に讀むべきことを論證して、「歡」の意に解し得るとし、さらに「𠄎」字については『建競内之』で同字を「附」の意に解

していたことをここでも適用すべきとし、さらに「忤」字を『廣雅』釋詁二によって「貪」の意に解せるとして、「盡情歡樂、親附貪頑」（桓公が堅刁・易牙ら貪欲な輩と親しくして、彼らと歡樂の限りを盡くす）と釋す。

李守奎 54 は、基本的には待考としつつも、「篤娛倍欲」に釋しうるのではないかと推測し、「易牙と堅刁は桓公が欲望を欲しいままにさせ、民衆の生活を妨げ、ひたすら享樂を追究し、淫樂を膨らませ、ますます貪欲に振る舞うようにと仕向けたこと」の意に解する。

今、季旭昇 30 に従い釋しておく。

\*6 皮敝齊邦：「疲弊齊邦（齊國を疲弊させる）」に讀む。

原釋が、「敝」字の上部は不鮮明だが「敝」字に讀むことができそうだとし、「皮敝」は「疲弊」であろうとするのに従う。

\*7 日城于縱：「日盛于縱（桓公が日々に放縱になる）」の意に讀む。

原釋は、「城」字に讀んで「盛」の意に釋す。陳劍 07 は、該字を「成」に隸定して「盛」の意に釋す。季旭昇 52 は、「縱」字を「從」に隸定したうえて「縱」の意としているが、微妙ではあるが糸偏が見えているので、「縱」でよい。

\*8 弗□前□：原釋が「弗顧前後」と讀むのに従う。

\*9 百：第⑤簡冒頭の「告（生）」に接續するとの季旭昇 02 等に従う。

\*10 皆皆□ 愆：「（百）姓皆怨悁（人々は皆桓公の所行を恨み憎んだ）」と讀む。

原釋は、「□」字を「从宀、邑聲、邑之繁文」として「悁（不安、憂い）」の意であるとし、「愆」字を待考とする。

季旭昇 02 は、「□」字を「宛」に釋し「怨」の意に讀み、「愆」字を「從心、偵聲」で「憎」に讀むべきかも知れぬと言う。

李天虹 06・陳劍 07 は、季旭昇 02 に従って「□」字を「怨」に讀む。

李天虹 06 は、「愆」字を「厭」と讀み、「憎惡、嫌棄」の意に解する。

張富海 45 は、これを「从糸从占」の「絹」の省字に隸定したうえて「悁」に讀めるとし、「怨悁」と釋す。

方勇 65・77 も、李學勤說として、「□ 愆」を「悁悁」に讀むべきとし、「悁悁」の語は、百姓の桓公に對する憂愁・憤懣の意で、『楚辭』『抱朴子』『幽明錄』等に出典があると言う。

また、林志鵬 80・81 は、「悁悁」を「怨恨」に解している。

今、張富海 45 らに従う。

\*11 □狀灑□：「奄然將亡（今にも滅びそうになっている）」に讀む。

原釋は、「灑然將亡」に釋し「灑然」とは驚くさまの意でであるとする。

季旭昇 02 は、「□」字について右旁は「覃」或いは「鹽」（この兩字は同源で後に分化したとする）であるとし「從水、鹽聲、讀爲奄」としたうえて、「奄然」とは、「奄奄一息（息もたえだえなさま）」の意であると言う。同氏 52 では、「今にも死にそうなさまを形容する語であるとしている」

陳偉 11 は、先秦時代における「奄然」の意味は「一致貌・忽然・不明貌のいずれか

であって「奄奄一息」の意での用例は『舊唐書』に始まるとし、「鹽」と通仮する「儼（いかめしいさま）」の意に解すべきではなかろうかと言う。

楊澤生 24 は、原釋通りとすれば「迅」の意に讀むべきかも知れず、季旭昇 02 の如く讀んだとしても、「儼（いかめしいさま）」に讀める可能性も排除できないとして、判断を保留する。

李守奎 54 は、該字を「鹽然」に讀むことを是としたうえで、「鹽」と「恬」は古音が近いことを理由に、「恬然」の意とする。桓公が自国の将来に對して全く無頓着であったことを言っているのだとする。

今、季旭昇説に従い譯しておく。

\*12 公弗詰□：「公弗詰逐（公は（二人を）追放しない）」に讀む。

原釋は「詰」字と「□」とを合わせて、「詰獨」と讀み、單獨で詰問することの意であるとしている。

楊澤生 24 は、「□」字を「从蜀从止」に分解して「躅」の異體字で「逐」に讀むことができるとし、「公弗詰逐」とは豎刁や易牙を朝廷から「詰逐（追放）」しないことの意であると言う。

今、楊澤生 24 に従う。

禰健聡 16 は、「□」字を次句の「臣」に續けて讀んだうえで「从蜀从皿」字に隸定して「触」に讀むべきとし、「触臣」（君主の機嫌を損ねることを覚悟の上で直諫する臣下）の意であると言う。

陳偉 11 は、該字を楚簡に見られる寫法として「从目从辛」に作る「親」字によく似ているとして「親」に讀み、「親臣…」と釋す。傍證として『孟子』の「王無親臣矣。昔者所進、今日不知其亡也」（梁惠王下）を引く。

蘇建洲 22 は、該字を「及」に讀む。

李守奎 54 は、該字の下部は「皿」ではなく「畏」字に形が近いとして、「畏臣（君主が一目置く臣下）」であろうと言う。

范常喜 73 は、「詰、猶禁」（『管子』五輔）とあること、また「□」が陳劍説によれば「躅」の省字であると認めてよいことから、該字を「除」の意味で訓めるとして、「公不禁除之」の意であるという。なお、注 13 参照。

\*13 臣雖欲□：「臣雖欲諫（臣が公を諫めようとしても）」に讀む。

原釋は、本句を前句の「□」字に續けて讀み、「□」字を「从言、弋聲」として「試」に隸定する。

季旭昇 02 は、該字は「从言、干聲」と分析し文義から「訐」に釋して、「諫」に讀むべきと言う。季旭昇 02 に従う。

\*14 𠄎：「得」に讀む。

\*15 𠄎：「固（もとより）」に讀む。

何有祖 05 は、「怙（たのむ）」に讀み、恃む意であると言う。

劉信芳 25 は、「胡（なんぞ）」に讀み、反語を作る疑問詞であると言う。

季旭昇 52 は、「固（もとより）」に讀み、『孟子』の「仁人固如是乎」（萬章上）を傍

證とする。

李守奎 54 も、「固」に讀むものの、「固執」或いは「固陋閉塞」の意であると言う。  
諸説いずれとも決し難く、ひとまず季旭昇 02 に従っておく。

\*16 口：「察」に讀む。

原釋は、「僕」に釋し、次の「人之生」と繋げて、「僕人之生」とするが、それでは「弗」字との接續が悪くなる。

季旭昇 02 の「察」字に釋すべきとする説に従う。

\*17 品：原釋が「三」に讀むのに従う。『競建内之』第③簡に用例がある。

\*18 人之生品、 食色息：「人之性三、食・色・息」と讀む。

原釋は、「」字を「憂」に隸定したうえで「人之生、三食色憂」に讀み、「三食」とは三度の食事、「色憂」とはそれを食べられないための「憂愁の色」の意であると言う。

何有祖 05 及び李天虹 06 は、「生」は「性」に讀むべきであるとし、「公自恃不察人性」の意であると言う。

さらに、李天虹 06・同 26 は「」字は「息」に釋すべきであること、さらに進んで自宮した豎刁のことが言われていることを根據に「子息」の「息」の意であると言う。

周波 19 は、「憂」は憂患の意で、郭店楚簡『語叢一』簡 110 に「食與色與疾」と見えるのと同趣旨であることから、ここの「憂」も「疾」字に解すべきであると言う。

蘇建洲 22 は、「憂」字を「疾」に解することに同意したうえで、「食」「色」いずれも人性の「精神面」ではなく「生理面」を指していったものであるから「憂患」の意ではなく、「疾病」の意であると言う。

侯乃峰 83 は、「息」字を「人の性」に関連させて言う例が伝世文獻に見えるとして、『鶡冠子』道端篇に「凡可無学而能者、唯息與食也。」を引き、人の本能として例示しているのであるから、この場合の「息」は安息・休息ひいて睡眠の意であるという。従うべきであろう。

\*19 含口邛倮夫：「今豎刁匹夫」と讀む。

原釋は、「倮」字を『説文』に基づいて「威儀」の意とする。

季旭昇 02 は、郭店楚簡『語叢四』に「倮（匹）夫禺（愚）夫」とあるように「匹」に讀むべきと言う。

今、季旭昇 02 に従う。

\*20 智口輾之邦：「知万乗之邦」と讀む。万乗の大国である齊を治めること。

原釋は、「欲智」までで句讀を切り「謀略、巧述を求めた」と解する。

季旭昇 02 は、次の「万乗之邦」に繋げて讀み、「智」とは「知」に同じで「主管する」の意であると言う。

今、季旭昇 02 に従う。

\*21 貴尹：「遺君」に讀む。桓公を蔑ろにすること。

原釋は、『左伝』宣公十二年の孔穎達疎に「楚官多名爲尹」とあるのを引いて、尊貴な官員を指すと言う。

季旭昇 02 は、官尹を任命することだと言う。

李天虹 26 は、易牙の「食人」と豎刁の「自宮」が並記されているのであるから、これをどう讀むかは別としても、豎刁自殘のことを指していることは間違いないと言う。

陳偉 29 は、「貴」で斷句し、「尹」から新たに文が始まるとして、「尹」は、文頭に置かれて「是」・「此」・「惟」・「夫」・「蓋」などと同じはたらきの發語の助字である「伊」に讀むべきであると言う。

楊澤生 36 は、「遺」字が「貴」に従って聲を得ていること、「君」字が「尹」に従って聲を得ていることから、「貴」と「遺」、「尹」と「君」は音が通じるとして「遺君（主君を遺棄する）」の意ではないかと言う。

王三峽 69 は、「貴」と「伊」とは音韻の觀點から見て近いといえることから、「伊尹」と解することができると言う。

今、楊澤生 36 に従い譯しておく。

\*22 口：原釋に従い、「災」に讀む。

張富海 45 は、該字は「从心才聲」だとしても「災」字に讀むべきではなく「猜（賊恨の意）」もしくは「忮（姦の意）」の異體字であるとして、疑うの意に讀むべきと言う。後文で易牙が「食人」にゆえに「其爲不仁厚矣」といっているのと對句をなしているはずであるから、豎刁が「自宮」ゆえに「其爲猜也深矣」といっていると解すべきであると言うのである。

だが、易牙の「食人」と「不仁」は繋がるが、豎刁が「自宮」したことと猜疑心の強いこととがどのように繋がるのか判然としないので、ひとまず原釋に従っておく。

\*23 僇：原釋に従い、「易牙」に讀む。

\*24 人之與僇：「刁之與者」と讀む。

原釋は、「僇」字を「摺（音はキ、裂く）」の譌字とする。

陳劍 07 は、「刁之與者」と讀んで、易牙が豎刁の党與であったことをいうものと釋する。

劉信芳 25 は、『管子』小稱篇に「夫易牙以調和事公。公曰、惟蒸嬰兒之未嘗。於是蒸其首子而獻之公」とあり、『韓非子』二柄篇に「桓公好味、易牙蒸其首子而進之」とあることなどから、「僇」字を「煮」と讀むべきであると言う。

李守奎 54 は、「與僇」の二字を、易牙の身分職業と関連する語ではないかと言う。

劉信芳 25・李守奎 54 によれば、いずれも「人之」二字が解し難い。

今、陳劍 07 に従う。

\*25 飪人：「食人」と讀み、「人を食らわす」の意。易牙が桓公のために自分の長子を料理して食べさせた故事を指すとの原釋に従う。

\*26 不口：原釋が「不仁」と讀むのに従う。

\*27 僇：「圖」と讀む。

原釋は、「僇」に隸定して「堵」の借字で、「堵截（くいとめる）、攔擊（さえぎり、うつ）」の意であると言うが、季旭昇 02 の、同字が上博簡（一）緇衣 12 号簡にも「毋以小謀敗大僇（圖）」と見えており、謀る意であるとする説に従う。

\*28 □：原釋が、『集韻』に「愴、音害」とあるのによって「害」に讀むのに従う。

\*29 狀慰奚女：「然則奚如」と讀む。

\*30 亞：原釋が「惡」に讀むのに従う。

\*31 而□□亅型：「而上穆其刑」に讀む。

原釋は、上の句の「死」字を本句に繋げて「死而上秋其刑」と讀んで、「秋」は「揪（音はショウ、しばるの意）」の仮借字に解している。

季旭昇 02 は、「秋」は、修（治める、備えるの意）字か、もしくは「緡（音はシュウ、迫るの意）」に讀むべきと言う。

何有祖 05 は、「□」字を「穆」に隸定したうえ、「穆」と「蓼」は多く通用していたことを根據に、「戮」字に讀むべきと言う。

陳劍 07 は、該字を何有祖 05 が「穆」と讀むことを是とし、かつ「(刑)繁」「(刑)重」といった類の意味であろうとしつつも、この語の意味が何であるかは待考とする。

陳偉 11 は、「穆」字には恭敬の意味があることから、「穆其刑」は、刑罰を慎重にするの意であろうと言う。

今、陳劍 07 に従う。

\*32 □：「斂」に讀む。

原釋が「斂」に釋すのに従う。税の意。

\*33 何：「苛」に讀む。

李天虹 06 の、「苛」字に讀んで、政治が「煩」または「擾」であるの意に解すべきとする説に従う。

\*34 不皆□：「不時使」に讀む。

原釋は、「不時變」に讀む。

李天虹 06 の、「不時」が「不適切な時期」の意で古典に常見していること、また民を適切な時期に使役するべきことを「使民以時」（『論語』学而）などといっていることなどから、「不時使」に讀むべきではないかとする説に従う。

\*35 又□：有司

\*36 祭備：原釋が「祭服（祭祀時所穿之服、古自天子至士庶皆用之）」とするのに従う。

\*37 毋□：「毋黼（飾り模様を施さない）」に讀む。

原釋は、「無紋」に讀み祭服に紋飾を禁じたのだという。

季旭昇 02 は、「□」を「紋」に讀むのは聲韻が遠いので、直接「黼」に讀んではどうかという。

唐洪志 31 は、季旭昇 02 を是として以下の3つの根據を擧げて補強する。

1、…是故日食則天子素服而脩六官之職、蕩天下之陽事。月食則後素服而脩六宮之職、蕩天下之陰事。（『禮記』昏義）

2、…日將食、天子素服避正殿、内外嚴。…（『後漢書』禮儀志李賢注）

3、明年三月晦、日食。興因上疏曰、「…案『春秋』「昭公十七年夏六月甲戌朔、日有食之。」傳曰、「日過分而未至、三辰有災、於是百官降物、君不舉、避移時、樂奏鼓、祝用幣、史用辭。」李賢注、「降物、素服。」（『後漢書』鄭興傳）

すなわち、日食が起きると、天子百官は皆「素服」に改めねばならず。この説話も、日食から説き起こされているのであるから、桓公が素服を着て祭祀を執り行うよう求めたのはこれに合致しているとする。(可見、日食發生之後、天子和百官均需“素服”。本篇齊桓公與鮑叔牙、隰朋的對話正是由於“日之食也”引起的，故齊桓公要求祭祀時“祭服毋黼”，顯然是順理成章的事。)

今、季旭昇 02 及び唐洪志 31 に従い「毋黼」と讀む。

\*38 器必□□：「器必蠲潔（祭器は必ず清潔でなければならない）」に讀む。

原釋は、「□」はすなわち「蠲」のことで、「蜀」に讀み、「獨」に通じるとし、また「□」を「視」に讀んだうえで、「器必獨視」に釋して、「器物は單獨で置かれて必ず見えるようになっていなくてはならない」の意とする。

陳劍 07 は、「蠲」は「蠲」の省體で、「□」字は「介」を聲符とし、「潔」と音が近く通用するとして、「蠲潔（清潔の意）」に讀む。

今、陳劍 07 に従う。なお「蠲」については注 12 参照。

\*39 毋内賤器：「毋内賤器（賸の祭器を持ち込ませない）」に讀む。

原釋は、「」を「錢」字に隸定して「その他の器物を中に入れてはならない」の意に釋す。

季旭昇 13 は、注 38 の陳劍 07 説を是としたうえで、「錢器」を「賤器」（日常生活に用いる実用の器）に釋すべきではないかと言う。『孟子』などに見える鐘鼎彝器などを指している  ときの「重器」と對をなす語ではないかと言う。

この「器」については、なお諸説ある。劉信芳 25 は、「賤器」では礼の器となり得ないし、清潔であることを前の句で言っているのだから、「賤器を入れるなかれ」などというのはくどいとして、やはり「錢器」でよいとする。『礼記』礼器「曾子曰、周禮其猶釀與」の注に「合錢飲酒為釀、旅酬相酌似之也。王居明堂之禮、仲秋乃命國釀。」とあることから、この「毋内賤器」とは、此の祭祀では衆人が錢を礼器に納れるべきではないことをいうのであろうと釋す。

彭浩 66 は、この簡では桓公が齊国の天地・山川・宗廟・社稷などの祭祀を執り行うことを説いているのであるから、民間の一般祭祀とは異なる。このため、「錢を入れて器に納める」の可能性はない。祭祀用の器物は清潔でなければならない、また疵などがあるてはならないはずである。つまり「毋内賤器（殘損がある器は祭祀に用いてはならない）」の意に解すべきであると言う。

季旭昇 30 は、「賤器」ならば、誰の目にも明らかであるからこのようなことを言う必要はなく、むしろ真贋の見分けが付きにくい賸物の意味で「賤器」の語が使われているのではないかと言う。「器必蠲潔」とあり、また後文に「犠牲圭璧、必全如故」とあることから推測できるように、ここでは、桓公が佞臣を寵愛して、旧来の伝統に依らずいい加減に祭祀を執り行うことに對する戒めのことばと解すべきだからであるとする。

李守奎 54 は、「賤器」に釋すべきとする。祭祀用の器物は売買の對象にならないので貴賤は問題にならないはずで、むしろ『礼記』月令に「仲秋之月天子之用器、其器廉而深」とあり、これは器が深いとそこにおさまる物が多くなることを意味するように、こ

こでも「毋入淺器」で祭祀の供物が豊富にあるべきことをいうのであろうと言う。

袁國華 55 は、「賤器」「錢器」「淺器」いずれも文獻に未見であることを指摘して、そもそも隸定が誤りであるといい、「鈹器」に隸定して、「伐器」に讀むべきであると言う。「伐器」とは兵器のことで、日食が起きたときには兵器を手にとってそれを祓う儀式を行うが、その後の祭祀においてはもはや兵器を用いるべきではないことを、桓公に教え諭す意図があったのだらうと言う。

今、季旭昇 30 に従っておく。

\*40 □生珪璧必全：「犠牲圭璧必全（祭祀に用いる生贄や玉飾りの支度を必ず万全にする）」に讀む。

原釋は、「圭璧」は古代の諸侯が天子のもとに参上したり祭祀を執り行う際に用いるものと言う。

犠牲も圭璧も祭祀に不可欠な物であるから完璧に準備されなければならないの意に解釈しておく。

\*41 女□加之曰敬：「如□加之以敬（□のようにこれにいっそうの敬意を表す）」に讀み、□字は未詳。

原釋は、「□」字は「从老、古聲」で字書にはないとし、「伽」を「加」字に讀み、大意は「如要增加祭品以表示敬重（祭祀に用いる品物を多くして敬意を表そうとするならば）」であると言う。

季旭昇 13 は、「□」字を「故」に讀み、上句と繋げて、「犠牲圭璧は、必ず旧来の伝統礼制に依據して完備させばならず、加えて敬虔な心がそれになくてはならない。いささかも手を抜いたりして怠ることがあってはならない」の意に解釈すべきと言う。

何有祖 05 は、「□」字について原釋の隸定は誤りであるとして、「耆」に隸定し、「祈」に讀むべきであると言う。

范常喜 27 は、「□」字は、下部が「古」に従っていることは疑いないとしながらも、何有祖 05 のように上部を「老」の省形と見ること、また季旭昇 13 のようにこれを「故」字に讀むことはいずれも妥当ではないとして、該字の上部を「禾」であろうと推定する。そうすると「□」もしくは「粘」となり、「苦」に讀むことができると言う。そのように讀むと、「監」字と同様な意味で、物品そのものやそれを作った技能が拙劣粗悪であることをいうものと釋すことができ、つまり「犠牲圭璧は必ず整っていなければならない、もしもそれらが粗悪劣悪なものであれば、恭敬の念をいっそう加える（犠牲圭璧一定要齊全、如有粗劣不好的、則恭敬的再添加上好的）」と解することができるというのである。

劉信芳 70 は、范常喜 27 のような解釈では、「毋内錢器」と「如□、加之以敬」の間に「犠牲圭璧必全」の語が、意味上関連し合う二つの句の間に割り込んでいるのをどう説明するか難しくなるし、それ以前に、「毋内賤器」を「毋内殘器」と讀んでいるのであれば、なおさらに拙悪劣悪な器物をここで言及する必要があるのか、ということになる。従って、范常喜説は成り立ちがたいとして、この□を「酤（さけ、祭祀に用いる清酒）」に讀むべきだとする。

陳偉 29 は、「胡」に讀むべきではないかと言う。陳偉 29 は、「如」を「與」や「及」

と同様並列関係を表す詞で、前の句の「必全」と繋げて「必全如胡」と読み、犠牲が完整(全)で、圭璧が豊大(胡)であることを求めていると言う。

林志鵬 43 は、「粘」字が禾聲に従うにせよ、古聲に従うにせよ、「祝嘏」の「嘏(カ、大いなる幸い)」の意味で釋すべきであるとする。

今、未詳とする。

\*42 乃命又口箸口浮：「乃命有司箸作浮（そこで桓公は有司に命じて刑罰を記録させた）」に讀む。

原釋は、「又口」を「有司」に讀む。高誘の『呂氏春秋』注によって、「有司」とは、『周礼』における太宰で、建国の六典を掌って、王をたすけて邦國を治め、官府を治め、万民を紀めると言う。また「箸口浮」を「箸祚浮」に讀み、意義は未詳、待考とする。

禰健聡 16 は、「箸口」について、「口」は乍に従う声で「籍」に讀むべきではないかとし、「籍」とは人名や戸口を記録するものの意であろうという。「箸籍」は「著籍」で、貢賦・人事・戸口などが登記されている公文書であろうとし、後文の「田繆長」「百糧」などは皆この「著籍」に関連していると言う。「浮」字についてはどう讀めばいいのか、待考としている。

劉信芳 25 は、「口」を「作」字に隸定し「胙(ソ・サ、神に供える肉)」に讀み、「浮」字を「酹(ホ・君主が臣下・民衆に酒食を賜ること)」に讀むべきではないかと言う。

富海 45 は、「口」字を原釋の隸定を是としたうえで、これを「祚」に讀み、常訓は福・祿であるが、引申して、慶賜の意味があると言う。またこれに續く「浮」字は「祚」の反意語であるはずだとして、『左伝』昭公十一年に「祚」と「罰」が對になって見えていることを根據に、ここでは「罰」の意に用いられていると推理する。また「箸」を「著」に讀み、簿籍に著録する意であることから、桓公が鮑叔牙らの諫言を容れて、賞罰に関する記録を正確にするよう有司に命じたものと解釈する。

彭浩 53・67 は、「口」字を「作」に讀み、作刑の簡稱であると言う。そうして「浮」は「罰」の意に讀めることを、『礼記』投壺の鄭玄注に「浮、音縛謀反、罰也」とあり、『淮南子』道應の高誘注に「浮、猶罰也」とあり、『小爾雅』廣言に「浮、罰也」とあることを列挙し、よってこの「罰」は「刑」に比べ軽い処罰であると言う。つまり、「作浮」とは「刑罰」の意であるとするのであろう。

その説明の比較的明快であることから、彭浩説に従うべきであろうか。

\*43 老口不劓：「老弱不刑（老人と弱者は刑罰の対象から外した）」に讀む。

原釋は、「老弱」とは老人と年少者、或いは老人と病弱者のことだと言う。

彭浩 53 は、法定年齢外の老人幼児は罪を犯しても刑罰を与えないことで、『管子』戒篇に「於是管仲與桓公盟誓爲令曰、老弱勿刑」とあるのが参照できると言う。

\*44 畝：原釋は「」を「故」字に隸定するが、徐在国 23 に従い「畝」字に改めた。

陳劍 07 は、「此字待考」としている。

徐在国 23 は、該字を「从田、从十、从支」と分析し畝字に隸定する。今は、「畝」

に作っているが、これはもとは「支」の部分が「久」に「變形音化」したためであろうという。なお、「畝」は「畝」の古字。耕地の面積の単位。

\*45 □：「」を「纏」に讀む。原釋は、該字以下4字を「義未詳、待考」としているが、何有祖 05 は、該字を「纏（ホク、なわの意、索に同じ）」に隸定すべきとする。

徐在国 23 は、何有祖の隸定に従うものの、「墨」字に讀んで、『小爾雅』廣度に「五尺一墨、倍墨爲丈」とあるのを根據に、古代の長さの單位に釋すべきとして、「畝墨」は畝の長さの單位、後文の「田墨」は田の長さの單位であると言う。

劉信芳 34 は、「纏」は「墨」字に作るがあるとして、『管子』七法の「尺寸也、繩墨也、規矩也、衡石也、斗斛也、角量也、謂之法。」を引いて「畝纏」や「田纏」は「畝法」「田法」と関連があるだろうと言う。また「畝法」は古代の數學書に見える「畝法」と関連があるかも知れないと指摘したうえで、『九章算術』卷二の「以畝法二百四十步除之、即畝數。百畝爲一頃。」を引く。もし此の通りとすれば、「田纏」と「畝法」はいずれも「田」を計算したものであるということになる。

今、徐在国 23 に従う。

\*46 □：「」を、何有祖 05 が「短」に讀むべきとし、そうすれば後文の「長」と對をなすとの説に従う。

\*47 百糧：「百量」に讀む。

原釋は、『說文』米部「穀食也、从米、量聲」を引いて穀類の總稱と解する。上字の「長」と繋げて「長百糧」と讀んで「各種の農作物がすべて生い茂るさまに解する。

劉信芳 34 は、これを「百量」に讀み、その根據に、『管子』山權數の「桓公問於管子曰、請問國制。管子對曰、國無制、地有量。桓公曰、何謂國無制、地有量。管子對曰、高田十石、間田五石、庸田三石、其餘皆屬諸荒田。地量百畝、一夫之力也。」を擧げて、ここに「百量」とあるのは一人の農夫が耕す土地が百畝であることを言うのであろうとする。また同治國篇に「中年畝二石、一夫爲粟二百石。」と、耕地の面積と穀物量を對比している記述を引いている。

今、劉信芳 34 に従う。

\*48 董：原釋は「」を「重」に讀む。

劉信芳 34 は、「鍾」に讀むべきとし、『管子』輕重甲の「一農之事、終歲耕百畝、百畝之收、不過二十鍾。一農之事、乃中二金之財耳。」を引いて、百量鍾とは二十分の一に相當するので、天災などの理由で賦税を輕減していたのかも知れぬとし、『管子』など古文獻で田畝と鍾が関連づけられる場合は、鍾は賦税の單位を意味していたと言う。

今、劉信芳 34 に従う。

\*49 □□：原釋が、「除路」に讀み「除道」のことで、道路を新たに工事して通すことであるとして、「□」字は上博簡（二）「從政」に、「□」字は包山楚簡第 121 簡に、それぞれ用例があるとするのに従う。

\*50 十月而徒□城。一之日而車□城：「十月而徒梁成、一之日而車梁成」に讀む。

原釋は、「徒」は徒卒すなわち歩兵の意に、「𠂔」は「从禾、刃聲」で「梁」の或體であろうとして、「梁」（該字を梁に讀む用例が包山楚簡第 157 簡に見えるところ）に讀み、「梁城」は地名であろうとするが、それがどこであるかは未詳と言う。また「一之日」については、『詩經』豳風に「一之日ひつ鬻發、二之日栗烈」の鄭玄箋に「一之日、二之日、猶言一月之日、二月之日…」とあるのを引いている。恐らく斷定はしていないものの、「一月」のことに解しているように見える。

なお、この豳風の記載に関しては、一月、二月に解する説と、十一月、十二月の別稱とする説とがあるとして、石川忠久著新釈漢文大系『詩經』は前者の解釈を採用しているが（中巻 124 頁語釈参照）、これによれば後者の解釈を取るべきかと思われる。

また「車𠂔城」は、兵車（「徒」と「車」は對をなしている）が梁城に到着したことを意味すると言う。

季旭昇 02 は、これを「徒梁成」と讀み、歩行者が渡るための橋の修繕が完成したことの意で、古代には秋末冬の農閑期を利用して道路や橋梁の工事を行っていたことを言う。「一之日」は、十一月の意に解する。

董珊 40 は、『孟子』離婁下に「歳十一月徒杠成、十二月輿梁成…」とあること、また「徒杠」とはこの「徒梁」と同じく歩行者用の橋の意、「輿梁」とはこの「車梁」と同じく車馬用の橋の意であるとして、『孟子』の記述とはちょうど一ヶ月ずれるものの、同様なことをいうものであろうとして、「一之日」を十一月に解すべきと言う。また、『國語』周語中に、單襄公が『夏令』を引いて「九月除道、十月成梁」と言っているのを引いて、これらが皆同じことを述べていることを言う。

\*51 𠂔：「司」に讀む。

陳斯鵬 39 は、該字を金文の「嗣」の書體に近いとして、「嗣」字に隸定すべきとするが、取らない。

\*52 又𠂔是：「有夏氏」に讀む。原釋が、「𠂔」字を「夏」に讀み有夏氏のことと釋するのに従う。いわゆる夏王朝である。

\*53 𠂔𠂔容𠂔𠂔：「觀其容以使」に讀む。原釋が、「𠂔」を「使」に讀むのに従う。また『礼記』樂記篇に「望其容貌、而民不生易慢焉」とあるのを引いて、「容」もまた「貌」の意であることを言う。

\*54 𠂔𠂔𠂔也：「及其亡也」に讀む。

原釋は、「𠂔」を「从辵、及聲」として『説文』中にはないものの「及」に讀み、「𠂔」字を「葬」の異體ではないかと疑う。

季旭昇 02 は、「𠂔」字について、「从死、芒聲」で、「亡」の異體であろうとし、かつ該字はこの後にも續いて 2 度見えており、いずれも王朝の滅亡をいうものであると言う。

今、季旭昇 02 に従う。

\*55 𠂔人之所𠂔之：「殷人之所以代之」に讀む。

原釋が、「𠂔」字を「从邑、殷聲、借爲殷」と讀み、「弋」を『尚書』多士篇に「敢弋殷命」とあり、その孔安国傳に「弋、取也」とあること、また『説文通訓定聲』に「弋、仮借爲代」とあるのによって、「殷が夏に取って代わった」ことをいうのであると釋すのに従う。

\*56 □亅容、聖亅（第①簡）／言（第②簡）：「觀其容、聽其言」に讀む。

原釋が「□」を「觀」に、「聖」を「聽」にそれぞれ讀むのに従う。

\*57 □亅所亅：「凡其所以亡」に讀む。

原釋は、「□」字を『説文』土部に「喪葬下土也、从土、朋聲」とあるのを根據に「𠄎」に讀み、『國語』周語上に「夫國必依山川、山崩川竭、亡之徵也」とあるのを根據に、「崩」の仮借とする。

季旭昇 02 は、「𠄎」字の用法は相當に特殊で、文例から言えば、下文に「及其亡也」の「及」字と同義のはずで、だとすれば幫紐蒸部の「𠄎」字は並紐脂部の「比」字に讀むべきかも知れない。「比」とは「及」の意であるとして、謝紀鋒『虚詞詁林』64 頁を参照したことを言う。

袁金平 21 は、季旭昇 02 説を非としたうえ、音に从う字と朋に从う字とは「声可相通」として、探求・分析の意の「剖」に讀んで、殷周二朝が滅亡した原因を分析するの意に釋すべきと言う。

單育辰 44 は、上記 2 説を退け、「𠄎」が朋聲で、並紐蒸部であること、一方「逢」字は並紐東部であること、しかも蒸・東 2 部いずれも「陽聲韻」であるから旁轉することができると、その例として古典籍中に、蒸部の「馮」が東部の「逢」と通用していることなどを根據にあげて、「逢」に讀むべきと言う。

張富海 46 は、「この 2 つの“朋”字は、全く餘分である、削除してしまった方が意味は通りやすい」と前提したうえで、「朋」に音が近い虚詞に「不」があるから、「朋其」は恐らく「不其」の音變ではないかと疑い、「不」は發語の字である「夫」と同音であることから、「朋其所以亡」は「夫其所以亡」に讀むことができると言う。

尚賢 48 は、上記 4 氏の説を盡く論破した後、「朋」は常用詞であって、發語の意味を持つ「不」のような特殊な文字ではなく、音韻・文法両面から考えて「凡」に讀むべきであろうと言う。つまり、上古音では朋を凡に讀むことに全く問題なく、語法上は、古典籍中に見られる「凡……所以……爲……」という句作りは、ここの「朋其所以亡、爲其容」と極めてよく似ているとして、この「朋」字を文頭に置いて、「凡其所以亡、皆爲其容、爲其言」「凡其所以衰亡、皆忘其迥尙也」と釋すべきと言う。また、冬部と蒸部の一部の字が侵部に近いという現象は主に關中から齊魯一帯の方言なのであろうとして、さらに「朋」を「凡」に讀むのは齊の方言であろうとも言う。

今、尚賢 48 に従う。

\*58 □亅容、聖言：前文に「觀其容、聖其言」とあるのによって、ここも「其」を補って、「觀其容、聖其言」に改め釋した。

\*59 迥尙：原釋は、「尙」字を『説文』人部の「尙瞽也、从人、尙聲」に段玉裁が「其義皆謂愚蒙也」と注していること、『集韻』に「儻、儻尙、短醜」とあることなどから、これを「尙儻」（せむし）あるいは「尙儻」のことであろうと言う。

季旭昇 02 は、連詞であらうとし、「尙尙」（骨を折って働くこと）に釋すべきと言う。

林志鵬 47 は、「尙」と「屨」は上古音が侯部見母で通仮すること、『礼記』玉藻篇にも見える「屨紉」（くつに付けた飾り、轉じて祭服の意）で釋すべきとし、後文に「寡

人將迺尙」とあるのは、桓公が祭祀を執り行おうとすることの意であると言う。

陳劍 07 は、「迺□」に隸定する。

季旭昇 52 は、陳劍 07 の隸定に従いつつも、その意味は待考として、「其義不外是勤勞精敏等内在徳行」と言う。

李守奎 54 も同じく「待考」としている。

郭梨華 56 は、桓公が「迺□」であろうと勉めて、周を継ごうとしていることをいうもので、これはこれまでの桓公の無道な行為とは反対のことを指しているであろう、すなわち桓公の朝政を荒廃させ、逸樂や美食に耽り、易牙や豎刁らに「不以邦家、縦公之所欲」(『競建内之』第 10 号簡)を許してきた無道な行為とは反対の意味の「勤政」の意であろうと言う。

李銳 64 は、この前後の文が、『大戴禮記』少閑篇中の孔子の以下の語に似ているという。

子曰、昔堯取人以狀、舜取人以色、禹取人以言、湯取人以聲、文王取人以度、此四代五王之取人以治天下如此。

さらに陳劍 07 の隸定を是として、「□」を「度」に讀むことが可能であること、「迺」が「考」に通仮すること、を理由に、この 2 字を古書にしばしば見える「考度」に讀むことができると言う。その意味は、「志度を考察する」であるとして、三つの用例は以下のように整合的に解釈できるというのである。すなわち「迺□者使」は、その度が用いるべきかどうかを考察(=迺□)した上で、その者を任用する(=使)の意(なお原文は「經考察其度可用、便任用之」である)、「忘其迺□」は、度を考察することを忘れてしまったことの意、「寡人將迺□」は、桓公が周の旧法に従って考度した上で人を任用することの意であると言う。

董珊 82 は「考治」(官人任用の際に、それまでの実績を評定して、その後の処遇を決めることの意)に讀むべきとする。

今、待考とする。

\*60 □：原釋が「使」に讀むのに従う。

\*61 二品子：原釋が「二三子」に讀むのに従う。

\*62 □：原釋は「免」に讀むが、陳劍 07 他に従い「勉」に讀む。

\*63 寡人：原釋が「寡人」に讀むのに従う。

\*64 □：原釋が「歲」に讀むのに従う。

\*65 □：原釋が「伐」に讀むのに従う。

\*66 □：原釋が「亂」に讀むのに従う。

\*67 師：「」を、原釋が「師」字に隸定しているのに従う。

\*68 遄：原釋が「歸」に讀むのに従う。

\*69 雩塋□至□：原釋は、「雩塋□至□」に隸定し、「雩旁地至祀」に讀む。

季旭昇 02 は、「雩坪地至祀」と讀み、「坪」は地名、「祀」は待考としつつも、「至祀」で一種の儀式的動作ではないかと言う。

陳劍 07 は、「雩坪地至□」と讀み、「雩」を「與」に、「坪」を「平」にそれぞれ釋し、

□は隸定せず空白にしたうえ、地名であろうが待考とする、と言う。

何有祖 12 は、「□」字を「漆」に釋し、齊の地名であろうと言う。

侯乃鋒 35 は、何有祖 12 が「□」字を「漆」に釋するのは是としつつ、齊国内で膝にまで達する大雨が降ったとの意に解して「雨平地至膝」に讀むべきであろうと言う。

袁國華 55 は、何有祖 12・侯乃鋒 35 に誘われるように解釈を進め、「雨滂沱至膝」に讀むことができると言う。

なお、「雩」もしくは「與」に釋されている字は原簡では①に、「塋」もしくは「坪」に釋されている字は原簡では②に、「□」もしくは「杞」に釋されている字は、原簡では③に、それぞれ作っているので参照されたい。



林志鵬 72 も、「雨滂沱至膝、復」と讀み、大雨が滂沱として降り、洪水が膝まで来たが、やがて元通りに回復したので、災害には至らなかった、と解する。

今、林志鵬 72 に従い釋しておく。

\*70 □：「復」に讀む。

季旭昇 02 は、續く文字を「日」に讀み、報告して言うの意に釋する。

陳劍 07 は、前の句の□に續けて「□復」と讀み、□が齊国に復歸した意に釋す。

季旭昇 52 は、同 02 を改めて「復、日…」に讀み、陳劍 07 の解釈に従って釋している。

今、陳劍 07 に従う。

\*71 日：原釋が「」を「日」字に讀むのは明らかに誤りで、「日」に改めた。

\*72 □：原釋は「从力、从□」として、「作」に讀む。

季旭昇 02 は、右旁を「桀」に隸定し、「犖」に近い音であろうとし、災害、妖禍の意に釋し、晉の軍隊が侵入したことを指しているのではないかと言う。

何有祖 05 は、下文の「公」字同様名詞であろうが、待考と言う。

陳劍 07 は、「差」字に讀み、「日」字と繋げて「日差」、すなわち日食の意に釋す。しかし、陳劍自身が言うように、「日食」を意味する「日差」の用例はない。「日差」の語の出現は『後漢書』律歷志を待たねばならない。

文脈からすると、やはり陳劍 07 のように「日食」の意に釋するのがよい。

\*73 亦：原釋は、「」を「内」字に隸定し、朝廷のこと、また冠婚葬祭のことと言う。

何有祖 05 がこれを「内」に讀むのを誤りとして「亦」に讀むのに従って改めた。この六字後にも同字が見えており、これには原釋も「亦」に隸定している。

\*74 □：原釋が「災」に讀むのに従う。

\*75 公□：原釋は、「」を「从君、从虫」の「□」字に隸定し、『説文通訓定聲』に、「从二虫、会意、讀若昆、經伝皆以昆爲之。昆、衆也」とあり、『大戴禮記』夏小正の鄭玄注に「昆者衆也」とあることなどから、これを「公衆」と讀んで、一

般人民を意味すると言う。

季旭昇 02 は、はじめから「昆」に隸定し、「公昆」は「□」字と同様に何らかの災害・妖禍に類似した意味を持つと推測するが断定はできないとし、待考とする。

陳劍 07 は、「公□」と読み、桓公が罹った何らかの疾病であろうと言う。

劉信芳 34 は、文脈上は、鬼神に仕えた結果、災禍が失せたことを主題としているのでであろうと推定する。

張富海 45 は、陳劍が何らかの病気であろうとするのを承けて、それなら「瘡（ガン、クン、しびれる）」に読むこともできそうであるとし、その病気に罹ったことがおそらくは失われた簡の中に記されていたのでであろうと言う。

李守奎 54 は、上文の「日□」を「日作」すなわち日食の類の異象と對にして「公困」に読み、桓公が遭遇した何らかの困難なことがらを指しているのでであろうと言う。

林志鵬 72・81 は「虹輝」（虹のかがやきの意）に読む。

今、未詳としておく。

\*76 □：原釋が「害」に読むのに従う。この字の後に、墨でカギ型のマークが書かれ、本説話はここで終わる。

\*77 □舌舌與級□之諫：本説話の題名簡で、末尾に置かれている。

\*78 民を□して快樂を獺り：□字は、迫害する類の意味の語であろう。注 4 参照

\*79 臣がお諫めしようと致しましても：文脈からして、臣は一人称の謙讓語であろう。

『晏子春秋』晏嬰がしばしば景公を諫める場面が描寫されるが、景公に向かって晏嬰が一人称で語る場合は、常に「臣」と称するのみであることから、本篇でも、□字は前の句に續けて読むべきであろう。注 13 参照

\*80 □し…：「欲しいままにする」のような類の意味であろう。注 31 参照

\*81 □のようにいっその敬意を表した。：□字は、古来の礼制に則って振る舞った類のことを指して言うのでであろう。注 41 参照

\*82 (桓公は) そこで百の有司らに命じて…：文中に「寡人」の語があるので、桓公の言葉として解釈したが、放埒な生き方を諫められている桓公の言葉にしては、内容に格調が高すぎるようにも見える。

\*83 匄尙：有能で勤勉といった意味であろうか。注 59 参照。

\*84 季塋地至□復：意味不詳。齊国が晉の軍隊に蹂躪されることなく無事に済んだことを言おうとするものでであろう。

\*85 日食も災いとはならなかったし：「日作」は未詳としたが、『建競内之』と繋げて読み進んでいくと、この語が日食と何らかの関係のある語であることが推測できるので、口語譯では「日食」と譯出した。注 72 参照。

\*86 公□もまた害をもたらさずに済んだのである。：「公□」とは、桓公の身の回りに起こった異變である。それが何であるかは他の文獻等から推測する他ない。注 75 参照。